

資料編

1 自殺対策基本法〔平成十八年法律第八十五号〕

目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人が

かけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実れることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。
（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」とう。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的

な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵(かん)養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事

項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 〔略〕

(自殺対策基本法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一〇号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 青梅市健康づくり推進庁内連絡会議設置要綱

1 設置

青梅市健康づくり推進計画および青梅市いのち支える自殺対策計画（以下これらを「計画」という。）を円滑に推進するため、青梅市健康づくり推進庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

2 所掌事項

連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の推進に関すること。
- (2) 計画の進行管理に関すること。
- (3) その他計画にもとづく施策に関し、必要と認められる事項に関すること。

3 組織

連絡会議は、委員11人をもって組織し、次の職にある者をこれに充てる。

- (1) 委員長 健康課長
- (2) 副委員長 こども家庭センター所長
- (3) 委員 企画政策課長、保険年金課長、高齢者支援課長、障がい者福祉課長、こども育成課長、農林水産課長、指導室長、学校給食センター所長およびスポーツ推進課長

4 委員長の職務および代理

- (1) 委員長は、連絡会議を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会議

- (1) 連絡会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。
- (2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見の聴取または資料の提出を求めることができる。

6 報告

委員長は、必要に応じて連絡会議の検討経過および最終検討結果を青梅市長に報告する。

7 庶務

連絡会議の庶務は、健康課において処理する。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、連絡会議が定める。

9 実施期日等

- (1) この要綱は、令和6年2月1日から実施する。
- (2) 青梅市健康増進計画庁内連絡会議設置要綱（平成22年10月12日実施）および青梅市食育推進計画庁内連絡会議設置要綱（平成22年10月12日実施）は、廃止する。

10 経過措置

この要綱の一部改正は、令和7年2月26日から実施する。

3 青梅市健康づくり推進会議設置要綱

1 設置

青梅市健康づくり推進計画および青梅市いのち支える自殺対策計画（以下これらを「計画」という。）の策定、改定および推進に関する意見交換等を行うため、青梅市健康づくり推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

2 所掌事項

推進会議は、次に掲げる事項について必要な意見交換等を行う。

- (1) 計画の策定および改定に関すること。
- (2) 計画の推進における施策の点検その他の進行管理に関すること。

3 組織

推進会議は、次に掲げる者につき、青梅市長（以下「市長」という。）が委嘱する委員14人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 医療保健関係者 4人
- (3) 農業関係者 1人
- (4) 企業関係者 2人
- (5) 教育関係者 2人
- (6) 市民団体の代表 2人
- (7) 公募の市民 2人以内

4 委員の任期

委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

5 会長および副会長

- (1) 推進会議に会長および副会長を置く。
- (2) 会長および副会長は、委員が互選する。
- (3) 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- (4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 会議

推進会議は、必要に応じて市長または会長が招集し、会長が議長となる。

7 意見の聴取等

推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席等を求めて意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

8 報告

会長は、必要に応じて推進会議の経過および意見等を市長に報告する。

9 秘密の保持

委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

10 庶務

推進会議の庶務は、健康課において処理する。

11 その他

この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議が定める。

12 実施期日等

- (1) この要綱は、令和6年2月1日から実施する。

(2) 第4項の規定にかかわらず、令和5年度に委嘱された委員の任期は令和7年3月31日までとする。

(3) 青梅市健康増進計画推進会議設置要綱（平成23年4月1日実施）および青梅市食育推進会議設置要綱（平成23年4月1日実施）は、廃止する。

13 経過措置

この要綱の一部改正は、令和7年2月26日から実施する。

4 パブリックコメントについて

1 実施期間








令和7年1月28日（火）～2月10日（月） 14日間






2 意見募集結果





意見はありませんでした。

5 各種事業のご案内

本計画書に記載している各種事業について、その詳細等を確認できるリンク先をまとめています。

施策群	#番号・事業名称	リンク先		担当課
基本施策1 地域における ネットワーク強化	#1 民生委員・児童委員		青梅市ホームページ：「生活の身の上相談は民生委員」 ▶民生委員・児童委員の名簿やその活動を紹介しています。	地域福祉課
基本施策3 住民への周知と啓発	#2 相談窓口の周知		青梅市ホームページ：「こころの相談窓口一覧」 ▶各種相談窓口を一覧で掲載しています。	健康課
	#3 こころの体温計		株式会社エフ・ビー・アイ：「こころの体温計（青梅市専用ページ）」 ▶携帯電話やパソコンから、気軽にメンタルヘルスをチェックできます。	
基本施策4 生きることの 促進要因への支援	#4 専門相談員等による 定例相談		青梅市ホームページ：「定例相談」 ▶専門相談員による、法律相談、交通事故相談、人権相談等を実施しています。	市民安全課
	#5 生活自立支援窓口		青梅市ホームページ：「生活にお困りの方は生活自立支援窓口へ」 ▶様々な問題の相談を、専門の相談支援員が解決に向けて支援します。	地域福祉課
	#6 青梅市消費者相談室		青梅市ホームページ：「青梅市消費者相談室へようこそ」 ▶消費生活に関する様々な相談や苦情を受付しています。	市民安全課
	#7 労働問題の相談		青梅市ホームページ：「労働問題の相談」 ▶月に1回、社会保険労務士による労働相談を実施しています。	商工業振興課

関連施策群	名 称	リンク先		担当課
基本施策4 生きることの 促進要因への支援	#8 青梅市基幹相談 支援センター		青梅市ホームページ：「青梅市基幹相談支援センター」 ▶障がいのある方やそのご家族、支援関係者の相談窓口です。	障がい者 福祉課
	#9 青梅市障害者就労 支援センター		青梅市ホームページ：「青梅市障害者就労支援センター」 ▶障害のある方が安心して一般企業への就労を実現し、その継続を支援します。	
重点施策1 こども・若者に 対する支援	#10 教育相談所		青梅市教育委員会ホームページ：「教育相談所」 ▶子ども(幼児～中学生)に関しての様々な悩みについて、相談を受け付けています。	学務課
	#11 子育てひろば		青梅市ホームページ：「子育てひろば」 ▶親子で一緒に遊びながら他の親子との情報交換や交流が図れる場です。	子育て応援課
	#12 児童虐待防止		青梅市ホームページ：「児童虐待かな？と思ったら」 ▶児童虐待のサインや気づいたときの通告先を掲載しています。	こども家庭 センター
重点施策2 高齢者に 対する支援	#13 見守り支援 ネットワーク		青梅市ホームページ：「青梅市見守り支援ネットワーク」 ▶一人暮らし高齢者等の見守りを充実させるため、民間事業者等と見守りに関する協定を締結しています。	高齢者支援課
	#14 地域包括 支援センター		青梅市ホームページ：「青梅市地域包括支援センター」 ▶地域で暮らす高齢者のみなさんやご家族を様々な面から支援するための総合相談窓口です。	
	#15 介護保険制度		青梅市ホームページ：「介護保険制度」 ▶介護が必要な状態になっても尊厳を保持し、できる限り自立した生活が送れるように支えるための介護保険制度について、情報をまとめています。	介護保険課

関連施策群	名 称	リンク先		担当課
重点施策2 高齢者に 対する支援	#16 健康教育・健康相談		青梅市ホームページ：「健康教育・相談、健康情報等」 ▶市で実施する健康教育・健康相談等の情報を掲載しています。	健康課
	#17 梅っこ体操		青梅市ホームページ：「青梅市介護予防オリジナル体操「梅っこ体操」」 ▶住み慣れた地域で元気に暮らせるように、介護予防のために制作した体操です。	高齢者支援課
重点施策3 無職者・失業者・ 生活困窮者 に対する支援	#18 地域福祉 コーディネーター		青梅市ホームページ：「地域福祉コーディネーターにご相談ください」 ▶地域の課題やニーズを見つけ、地域資源をつなぎ、解決へ導く役割を担っています。	地域福祉課
重点施策5 女性に対する支援	#19 青梅市子育て世代 包括支援センター		青梅市ホームページ：「青梅市子育て世代包括支援センター」 ▶保健師や助産師等の資格を持つ「母子保健コーディネーター」と「臨床心理士」が、安心して妊娠・出産・子育てができるようにサポートします。	こども家庭 センター

青梅市いのち支える自殺対策計画
(第2次青梅市自殺対策計画)

発行日	令和7(2025)年3月
発行者	青梅市
編集	青梅市健康福祉部健康課
住所	〒198-0042 東京都青梅市東青梅1-174-1
電話番号	0428-23-2191